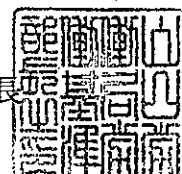


山口労基発 0428 第7号  
令和8年4月28日

関係団体の長 殿

山口労働局労働基準部長



令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

建設業における令和7年の山口県の休業4日以上死傷災害の発生状況を見ますと、令和8年3月の速報値で194件となっており、前年同期と比較して4.3%増加しています。また、死亡災害の発生状況は、令和7年が2人であったところ、令和8年は3月までにすでに1人が亡くなっています。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）が令和7年5月に公布され、同法及び関係政省令が順次施行されているところであり、労働災害の着実な減少に向け、各種措置の履行確保に加え、実効ある安全衛生対策を推進することが求められています。

このため、今般、別添のとおり「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を定めましたので、傘下の事業者等に周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。